

「島根県奨学のための給付金(家計急変)の制度案内

奨学のための給付金制度は、原則は生活保護受給世帯、または県民税・市町村民税の所得割額が182,500円未満の世帯を対象としています。【通常申請】

ただし、通常申請の支給対象とならない場合であっても、家計の急変により通常申請世帯相当に収入が減少したと認められる世帯についても同様に支援を受けることができます。【家計急変による申請】

給付の対象となる世帯 ※以下の要件を全て満たすこと

- 1 解雇、倒産、離別、災害等の家計急変により保護者等の収入が減少し、年間収入見込み額が490万円未満に相当すると認められる世帯であること

※家計急変となる事由は原則として令和8年1月以降に発生したものであること。
ただし、令和7年中に発生した事由のうち病気、怪我等の継続性が認められるものについては対象とします。

- 2 保護者等が島根県に住所を有していること

- 3 生徒が国公立高等学校等に在学しており、高等学校等就学支援金(新制度)または学び直し支援金を受給可能な期間内であること

- 4 生徒が児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象でないこと

- 5 生活保護（生業扶助）受給世帯ではないこと

※令和8年7月1日時点で生活保護受給世帯の場合は、通常申請をご利用ください。

家計急変事由の発生時期	支給額	申請期日
ア) 令和8年7月1日までに家計急変事由が発生した場合	12,630円～143,700円（生徒一人あたり） ※支給額は扶養状況等により変わります	令和8年7月31日
イ) 令和8年7月2日以降に家計急変事由が発生した場合	上記金額×（申請した月の翌月～令和9年3月までの月数）÷12	令和9年2月28日まで随時

※保護者等が県外に住所を有している場合は、その都道府県にお問い合わせください。

裏面もご確認ください→

申請に必要な書類

1 申請書（奨学のための給付金 家計急変による申請）

通帳の写しの貼付が必要

2 家計急変事由確認書

※ 1、2の様式は島根県のホームページからダウンロードするか、学校事務室にお問い合わせください。（今回の配布書類一式には含まれていません）

3 家計急変を証明する①、②それぞれの書類

① 保護者等の令和8年度課税証明書

② 家計急変の発生事由、家計急変後の収入を証明する書類

（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、罹災証明書等）

※ 給与の場合は直近3か月分の給与明細書

4 国籍・在留資格等が確認できる書類

高等学校等就学支援金【新制度】支給決定通知または住民票ほか

提出先

- 各学校事務室または、島根県教育庁学校企画課（奨学のための給付金担当）へ郵送でご提出ください。
- 年額給付（オモテ面の表ア）の金額となる場合の提出期限は7月31日（金）です。**
8月1日以降に提出があった申請については、6月以前に家計急変が発生している場合であっても、申請翌月からの月割り額（オモテ面の表イ）の金額での給付となります。

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
島根県教育庁学校企画課（奨学のための給付金担当）

※申請書類の確認のために下記の番号からお電話をすることがあります。

TEL 0852-22-5799（受付時間：平日9:00～17:00）

島根県ホームページ：<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/syougaku.html>

（右の二次元バーコードからもアクセスできます。）

